

令和3年4月1日から

保育所、認定こども園などを利用する **第3子以降** の
子ども の保育料（利用料）が **無償化** されています。

これまでの国の制度による幼児教育・保育の無償化

- 3歳から5歳までの全ての子どもの保育料(利用料)が無償化されています。
 - 無償化の期間は、保育所は満3歳になった後はじめての4月1日から小学校入学前までの3年間、幼稚園については満3歳から無償化しています。
 - 年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用も免除されています。
（注）通園送迎費、教材費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として保育料(利用料)を無償化されています。
 - 保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となっています。
（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）が対象となります。
（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。



田村市独自の子育て支援

○ 第3子以降の幼児教育・保育の無償化

田村市に住所を有し、保育所等を利用する第3子以降の子どもの保育料（利用料）を無償化または一部助成します。

（注）軽減に該当する場合は申請書の提出が必要です。

○ 教育・保育施設等給食費の助成（月額5,000円を上限）

保護者及び児童が田村市に住所を有しており、かつ、特定教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受けて、保育所等へ通園している満3歳以上（当該年度の4月1日時点）の児童

（注）助成を受けるためには施設において、給食を提供しており、給食に要する費用について算定を行うことが必要となります。

（注）対象施設等の代理受領となります。

問い合わせ先：田村市 保健福祉部 こども未来課

TEL: 0247-82-1000

MAIL: kodomo@city.tamura.lg.jp